

令和 3 年度 愛媛県奨学生〔在学採用〕募集要項

令和 3 年 5 月 愛媛県教育委員会

1 概要

愛媛県奨学生は、愛媛県奨学資金貸与条例に基づく貸与型の奨学金制度です。

優秀な学生又は生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的としています。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が 2 年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。）に在学する者を対象とし、奨学生となった者は、毎月、県から奨学金の貸与を受けることができます。奨学金は無利息ですが、貸与終了後に全額を返還する必要があります。

在学採用は、現に高等学校等に在学する生徒等を対象として採用希望者を募集し、奨学生として採用するものです。

2 用語について

この募集要項における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 出願者……奨学生となることを希望する者
- (2) 保護者……出願者の親権者又は未成年後見人（出願者が成人である場合は、親権者又は未成年後見人であった者）
- (3) 家計支持者……父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者。原則として父と母（ひとり親の場合は、その 1 人）ですが、父母がない場合又は父母ともに別居・別生計の場合であって、父母以外の者（祖父と祖母等）が家計を支えている場合は、その者とします。

3 出願資格

出願者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が 2 年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。）に在学していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 学費の支弁が困難であること。
- (4) 次の学資金の貸与等を受けていないこと。
 - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
 - エ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意し、採用後に連帯保証人となることができること。（貸与終了後において、返還計画どおり奨学金が返還されない場合は、連帯保証人に返還を請求します。）
- (6) 勉学に意欲があり、在学を卒業（在籍課程を修了）する意志があること。ただし、単位制の課程においては、年間 18 単位以上の単位数を修得し、最短の修業年数で卒業することを目指す者であること。

4 選考基準

奨学生は、次の基準を満たす者の中から採用します。

(1) 人物、健康及び学力の基準

次のいずれかに該当し、学習に対する意欲や生活態度に優れ、在学校の卒業（在籍課程の修了）が可能と認められること。

ア 学習成績が優秀な者（学習成績の評定平均値が 3.5 以上の者）

イ スポーツ・文化活動における実績のある者（大会・コンクール等への出場・表彰歴等）

ウ 学校内外の活動においてリーダーとして活躍した者（生徒会役員、子ども会リーダー等）

エ 学校内外の活動において他者への貢献が認められる者（委員会活動、ボランティア等）

オ 特定分野への興味・関心が高く、将来の活躍が期待できる者（得意科目がある、継続して実践している（したい）スポーツ・文化活動がある、明確な進路希望がある等）

(2) 家計基準

家計支持者（2 の(3)参照。原則として、父と母の 2 人。）の年間所得金額（1 万円未満の端数は切り捨てます。また、給与・年金所得（各種社会保障給付を含みます。）については、年間収入金額から別表 1 の控除額を差し引いた額とします。）の合計から別表 2 の特別控除額を差し引いた金額が別表 3 の収入基準額以下であり、修学困難な経済状態にあると認められること。

5 貸与額等

(1) 貸与月額

設置者・通学形態の区分ごとに、次の月額から選択することができます。

区 分		月 額						(限度額)
国公立	自宅通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円				18,000 円
	自宅外通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円			23,000 円
私 立	自宅通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円		30,000 円
	自宅外通学	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円

(2) 貸与期間（貸与対象月）

令和 3 年 4 月分から正規の修業期間の最終月分までとします。

(3) 貸与方法

原則として、毎月 25 日（休業日である場合は翌営業日）に、「愛媛県奨学金送金先届」により指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。ただし、毎年 4 月分は、5 月分とあわせて 5 月に振り込みます。なお、初回の振込は、9 月 27 日を予定しています。

6 出願時期、方法等

(1) 出願時期及び採用予定人員

ア 出願等の時期

	時期
出願者から学校への書類提出期限	令和 3 年 6 月下旬頃（学校の指示する日）
学校から愛媛県教育委員会への書類送付期限	令和 3 年 7 月 5 日
選考結果の通知時期	令和 3 年 9 月上旬頃

イ 採用予定人員 71 人

(2) 出願方法・必要書類

奨学生の募集・出願は、在學校を通じて行います。

出願者は、「愛媛県奨学生願書」に必要事項を記入し、次の書類を添付して学校に提出する必要があります。なお、提出期限等は、学校の指示に従うものとします。

ア 全員が添付するもの

(ア) 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があり、個人番号の記載がないもので、3か月以内に発行を受けた原本）

なお、原則として同居の家族はすべて世帯員として扱い、別居の家族についても生計同一である場合は世帯員として扱います。

(イ) 家計支持者（2の(3)参照。原則として、父と母の2人。）の令和3年度（令和2年分）所得証明書（給与や年金の収入額、所得の内訳の記載があるもので、発行を受けた原本。）

家計基準の審査は、原則として所得証明書によりますが、失業等の事情があり出願時の現況による審査を希望する場合は、所得証明書に加えて次の書類を添付してください。

① 給与所得者であって、失業、休業、転職等により収入が減少した場合は、その事実及び出願時の給与額を確認できる書類の写し

② 給与所得者以外であって、経営状況の変化により所得が減少した場合は、売上、経費が記載され、所得証明書による所得金額との差額を算定できる書類の写し

(ウ) 家計支持者（2の(3)参照。原則として、父と母の2人。）が出願時において受給している各種社会保障給付（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、失業等給付金（基本手当、傷病手当、育児休業給付等）、非課税の公的年金（遺族年金・障害年金）、生活保護費等）の金額を確認できる書類の写し

イ 該当者が添付するもの（特別控除の適用を受ける場合に必要な書類）

(ア) ひとり親又は父母がない世帯であって、家計支持者以外に18歳以上の世帯員（就学者を除きます。）がいるが、経済力のない子又は祖父母（別表2の区分Aの備考1の注参照。）である場合は、該当者の令和3年度（令和2年分）所得証明書

(イ) 障害者がいる場合は、該当者の障害者手帳の写し、医師の診断書等

(ウ) 長期療養者（6か月以上に渡る療養を必要とする者）がいる場合は、医療機関に支払った費用を確認できる書類の写し

(エ) 主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合は、単身赴任等に要した住居費、光熱水道費、家具・家事用品代の実費を確認できる書類

(オ) 過去1年以内に火災、風水害又は盗難等の被害を受け、2年以上に渡り支出の増加又は収入の減少が見込まれる場合は、被害を受けたことの証明書及び被害の実費を確認できる書類

(3) 推薦について

出願書類の提出を受けた学校は、別に定める推薦要領に従い、「愛媛県奨学生推薦調書」その他必要な書類を添えて、愛媛県教育委員会に送付するものとします。

(4) 選考結果について

奨学生の採用・不採用については、愛媛県奨学生選考委員会の選考を経て予算の範囲内において決定のうえ、在學校を通じて出願者に通知します。

7 返還について

(1) 返還方法

奨学金の返還は、15 回以内の年賦（年 1 回払い）となります。貸与終了月から 6 か月据え置いた後、毎年 12 月末日を期限として、愛媛県から送付される納入通知書により納入します。

（卒業月が 3 月の場合、卒業年の 12 月末日が初回の返還期限となります。）

なお、1 年あたりの返還額は、貸与月額と正規の修業期間に応じて決められています。

〔参考〕貸与月額の上限額を選択し、3 年間（36 か月間）貸与を受けた場合の返還例

区 分		貸与月額	返還総額	年賦額	返還計画(※)
国公立	自宅通学	18,000 円	648,000 円	50,000 円	50,000 円×11 回+ 98,000 円（計 12 回）
	自宅外通学	23,000 円	828,000 円	60,000 円	60,000 円×12 回+108,000 円（計 13 回）
私立	自宅通学	30,000 円	1,080,000 円	80,000 円	80,000 円×12 回+120,000 円（計 13 回）
	自宅外通学	35,000 円	1,260,000 円	90,000 円	90,000 円×13 回+ 90,000 円（計 14 回）

(※) 最終回の返還額には、年賦額の端数が加算されます。

(2) 返還の猶予・免除

ア 次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還を猶予（延期）することがあります。

（ア）高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。

（イ）災害、傷病、その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき。

イ 次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

（ア）死亡したとき。

（イ）心身障害その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。

8 注意事項

(1) 採用決定後の諸手続は、原則として、すべての書類に奨学生と連帯保証人（保護者）の連署・押印が必要となります。貸与終了後の手続についても同様です。

(2) 休学、長期欠席の場合は、その期間の貸与はありません。また、退学等、奨学生の要件を満たさなくなったときは、貸与を終了します。

〔問い合わせ先〕

愛媛県奨学生に関するお問い合わせは、愛媛県教育委員会事務局教育総務課教職員厚生室
厚生事業係（電話 089-912-2924）まで。出願に関するご相談は、在学校へお願いします。

別表1 給与・年金所得の算出に係る収入金額からの控除額

(1) 年間収入金額の最も多い者

年間収入金額	控除額
268万円以下の場合	収入金額と同額
268万円を超え 400万円以下の場合	収入金額×0.2 + 214万円
400万円を超え 781万円以下の場合	収入金額×0.3 + 174万円
781万円を超える場合	408万円

(2) その他の者

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	収入金額と同額
65万円を超え 162万円以下の場合	65万円
162万円を超え 180万円以下の場合	収入金額×0.4
180万円を超え 360万円以下の場合	収入金額×0.3 + 18万円
360万円を超え 660万円以下の場合	収入金額×0.2 + 54万円
660万円を超え 1,000万円以下の場合	収入金額×0.1 + 120万円
1,000万円を超え 1,500万円以下の場合	収入金額×0.05 + 170万円
1,500万円を超える場合	245万円

備考1 収入金額の1万円未満の端数は切り捨てる。

2 控除額の1万円未満の端数は四捨五入する。

別表2 特別控除額

区分A 世帯を対象とする控除

特別の事情	特別控除額				
(1) 母子・父子世帯（ひとり親世帯）	99 万円				
〔 就学者 1 人につき右欄の 該当する金額 〕	小学校		31 万円		
	中学校		46 万円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校		国公立	39 万円	69 万円
			私立	88	118
	高等専門 学校	1 ～ 3 学 年	国公立	39	69
			私立	88	118
		4、5 学年 及び専攻科	国公立	43	72
			私立	87	116
	大学		国公立	74	121
			私立	133	180
	専修学校	高等課程	国公立	39	69
			私立	88	118
		専門課程	国公立	36	81
			私立	102	147
(3) 障害者のいる世帯	障害者 1 人につき		99 万円		
(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
(5) 主たる家計支持者が別居して いる世帯（単身赴任等）	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71 万円を限度とする。				
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための 基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる 年間金額				

備考 1 (1)の特別控除については、世帯構成が次に該当する場合に適用する。

- ア ひとり親と 18 歳未満の子の世帯
- イ 18 歳未満の子のみの世帯
- ウ 祖父母と 18 歳未満の子の世帯
- エ 配偶者のない兄弟と 18 歳未満の子の世帯

注 世帯構成の判定にあたっては、18 歳以上の子であって就学者又は障害若しくは長期療養のため年間所得が 50 万円以下である者、及び 60 歳以上の祖父母であって年間所得が 50 万円以下の者は、18 歳未満の子として扱う。

2 (4)、(5)及び(6)の特別控除額については、算出額の 1 万円未満の端数は切り上げる。

区分 B 出願者本人を対象とする控除

控除の種類	特別控除額			
			自宅通学	自宅外通学
本人控除	高等学校 高等専門学校 1～3 学年 専修学校高等課程	国公立	39 万円	69 万円
		私立	88	118
	高等専門学校 4、5 学年	国公立	43	72
		私立	87	116
多子加算（本人控除に加算する。）	出願者本人を含む子（就学者及び就学前の弟妹）の数が 2 人を超える世帯		2 人を超える人数に、上記の本人控除の額に 50 万円を加えた額を乗じた額	
	上記以外		加算なし	

別表 3 世帯人員ごとの収入基準額

世帯人員	収入基準額
1 人	103 万円
2 人	165 万円
3 人	190 万円
4 人	206 万円
5 人	221 万円
6 人	234 万円
7 人	246 万円
8 人以上	257 万円（1 人増すごとに、これに 11 万円を加えた額）